

(予防) ショートステイ ゆうなぎの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り、入居前の生活と入居後の生活の連続性に配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を提供することにより、利用者が日常生活を営む為に必要な援助を行う。
- (2) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法については、理解しやすいように説明を行う。
- (3) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境との的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ ゆうなぎの里
- (2) 所在地 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田55番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名(常勤)
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。
- (2) 副施設長(施設長代理兼管理者) 1名(常勤)
副施設長として専ら施設の職務に従事し、管理者として施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。また、従事者に必要な指揮命令を行う。
- (3) 医師 1名(嘱託医)
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 生活相談員 1名(常勤)

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

(5) 介護職員 20名(20名:常勤)

入所者の日常全般にわたる介護業務を行う。

(6) 看護職員 2名(常勤)

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(7) 栄養士 1名(常勤)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。

(8) 事務職員 2名(常勤)

必要な事務を行う。

(9) 機能訓練指導員 2名(看護職員2名 兼任)

入所者の機能訓練に関する業務を行う。

(10) 介助員 2名(非常勤)

入所者の衣類の洗濯及び施設内の清掃業務を行う。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第5条 この事業所が行う介護予防短期入所生活介護は、次のとおりとする。

(1) 給食サービス 栄養士の立てる献立表により栄養及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(2) 入浴サービス 個浴の実施など入居者の意向に応じた入浴機会を週に最低2回以上提供する。

(3) 生活相談 生活相談員が日常生活に関することなどについて相談援助を行なう。

(4) 機能訓練 生活機能の改善又は、維持のための機能訓練を行う。

(5) 介護 食事、排泄、入浴等日常生活全般において実施する。

(6) 健康管理 医師の指示により健康管理、保健指導を行う。

(7) レクリエーション グループワーク、趣味、その他行事、随時ボランティアの慰問もある。

(利用料その他の費用の額)

第6条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、1割とする。ただし、所得が一定以上の場合はその2割又は3割とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費 1日につき1,445円(朝食420円、昼食525円、夕食500円)

(2) 居住費 ユニット型個室 1日につき2,066円

(3) 希望食 実費

(4) 理美容代 実費

(5) 健康管理 インフルエンザ等予防接種費用 実費

(6) レクリエーション、クラブ活動費 実費

3 特定入所者介護サービス費の適用になる方の負担額は次のとおりとなります。

☆利用者負担第1段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880 円	300 円

☆利用者負担第2段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	880 円	600 円

☆利用者負担第3段階①

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370 円	1,000 円

☆利用者負担第3段階②

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	1,370 円	1,300 円

☆利用者負担第4段階

	居 住 費	食 費
ユニット型個室	2,066 円	1,445 円

4 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、佐井村、大間町、風間浦村、むつ市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、常に主体的な生活をおくることを旨とし、次のことに留意する。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、共同生活を乱すような言動は慎み、相互の親和に努めること。
- (2) 喫煙及び火気使用の場所並びに時間については、利用者間の規則を遵守すること。
- (3) 外出又は、外泊をするときは、あらかじめ申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場

合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

第10条 消防法施行規定第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して日常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業管理者を当て、火元責任者には事業所職員を当てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 日常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 日常災害整備には、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・訓練） 月1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用の徹底 随時
- (7) その他の必要な災害用防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的等の拘束に関する事項)

第12条 施設及び職員は、入居者の行動を制限するような身体拘束は行わない。ただし、入居者の生命又は身体を守るため緊急やむを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に対して、身体拘束の内容、理由、時間帯、期間等できるだけ詳細に説明し、十分な理解と同意を得るものとし、その記録を2年間保存する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催すると

ともに、その結果について施設従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第14条 従業者の資質向上のため、内部研修は月1回以上及び外部研修は年3回以上の機会を設けるものとする。

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人 吉幸会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 一部改定

平成26年4月1日 一部改定

平成27年8月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和元年8月1日 一部改正

令和元年10月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和3年8月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正
令和6年8月1日	一部改正
令和7年4月1日	一部改正
令和8年4月1日	一部改正